

第6次 幌加内町農業振興計画



令和3年3月

(計画期間 令和3年～令和7年)

はじめに

本町は、明治30年の入植に始まり先人の偉大な開拓精神と血のにじむ努力によって今日の農業の基盤が築かれました。

この間、国営・道営土地改良事業や農業構造改善事業等の導入により生産基盤の充実を図り、今日の揺ぎない地位を確立して参りました。

しかしながら、わが国農業を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少の影響を受け、農業の担い手の減少、これに伴う農地面積の減少が大きな課題であり、産業や集落の衰退が現実のものになりつつあります。一方で、スマート農業の導入、TPP11等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化、持続可能な開発目標（SDGs）への関心の高まりなどによる国内外の環境変化の大きな転換点にあります。

こうした情勢の中、本町農業の更なる振興に向け、第5次農業振興計画の点検・見直しを実施し、より実効性のある計画を目指し「第6次幌加内町農業振興計画」を策定したものです。

今後は、この新たな計画を基本に各種農業施策を実施して参りますので町民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。

幌加内町長 細川 雅弘

第6次 幌加内町農業振興計画 目次

I 計画策定の考え方

1. 策定の目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	1

II 農業を取り巻く現状

1. 国の情勢・動向	1
2. 道の情勢・動向	2

III 本町農業の現状

1. 現状	
(1) 農家戸数	3
(2) 経営耕地面積規模別農家数	4
(3) 農業従事者数と高齢化率	5～6
(4) 担い手	6
(5) 作付面積	7
(6) 担い手の経営面積	8
(7) 農業生産額	8
(8) まとめ	9
2. 主要課題	
(1) 新しい農業構造の確立に向けて	10
(2) 生産性、収益性の高い農業の実現に向けて	10
(3) 農業経営の安定と農業生産の振興に向けて	10

IV 幌加内町農業振興計画の基本方針と主要施策

1. 目標年次	11
2. 上位計画	11
3. 基本方向	
(1) 農業生産基盤の活用・充実	11
(2) 農業生産の効率化	11
(3) クリーン農業の推進・ブランド化の促進	11
(4) 担い手の育成	11
4. 農業振興計画の基本方針	12
5. 主要施策の体系	12～13
6. 主要施策の概要	13～20

I 計画策定の考え方

1. 策定の目的

現計画である「第5次幌加内町農業振興計画」は、令和2年度までを目標とし平成28年3月に策定され5年が経過しました。

こうした中、幌加内町においても農家戸数は年々減少しており、農業従事者の高齢化も進行しているなど、農業を取り巻く情勢は極めて厳しいものとなってきております。

本計画では、現計画の点検・見直しを踏まえ本町の現状と課題を分析するとともに、上位計画である「幌加内町 第7次総合振興計画」との整合を図りながら今後の本町農業の振興に向け、農業者はもとより地域住民、関係団体、行政が一体となって、元気な幌加内農業を目指し策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、本町まちづくりの基本指針である「幌加内町第7次総合振興計画」を農業・農村に関する各種計画の上位計画と位置付け、本町農業の振興を図る基本指針とするものです。

3. 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までとします。

II 農業を取り巻く現状

1. 国の情勢・動向

国内ではかつてない少子高齢化・人口減少が進み、特に地方では都市部よりもその影響が顕著にあらわれています。今後、高齢化の進行に伴う一人当たりの食料消費量の減少や人口減少の本格化が、国内の食市場を縮小させる可能性があり、農業への影響が懸念されます。

一方で、スマート農業の導入、TPP11等の経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の一層の進展、持続可能な開発目標（SDGs）に対する国内外の関心が高まっています。

国においては、新たな食料・農業・農村基本計画が令和2年3月31日に閣議決定されました。「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安定保障を確立することを基本的な方針として進めることとしています。

2. 道の情勢・動向

道においては、全国の約4分の1の耕地面積を活かして、専門的な農家を主体とした土地利用型農業を中心に府県よりも規模が大きく生産性の高い農業を展開する中で、有数の食料供給地域となっています。

しかし、全国を上回るスピードで人口減少が進んでおり、急激な人口減少とあわせて高齢化の進行は、生産・消費などの経済活動に影響を及ぼすだけでなく地域社会の存亡にも関る極めて深刻な事態を招くことも危惧されます。販売農家戸数も年々減少を続け、農業従事者の高齢化も進行していることから、引き続き新規就農対策を推進し、農業者の育成・確保を努めるとともに、農業経営の法人化、担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進など地域営農支援システムづくりを進めることが求められます。

令和3年3月には第6期北海道農業・農村振興推進計画が策定され、北海道農業・農村の「めざす姿」として『多様な担い手と人材が輝く力強い農業・農村』を目標とし、「持続可能で生産性が高い農業・農村」、「国内外の需要を取り込む農業・農村」、「多様な人材が活躍する農業・農村」、「道民の理解に支えられる農業・農村」の4つの将来像を設定し、将来像に沿った施策の推進方針と展開方向が示されました。

Ⅲ 本町農業の現状

1. 現状

(1) 農家戸数

農家戸数については、減少の一途をたどっており、平成 22 年に 132 戸であった農家戸数が令和 2 年には 106 戸となり、19.7%の減少となっています。

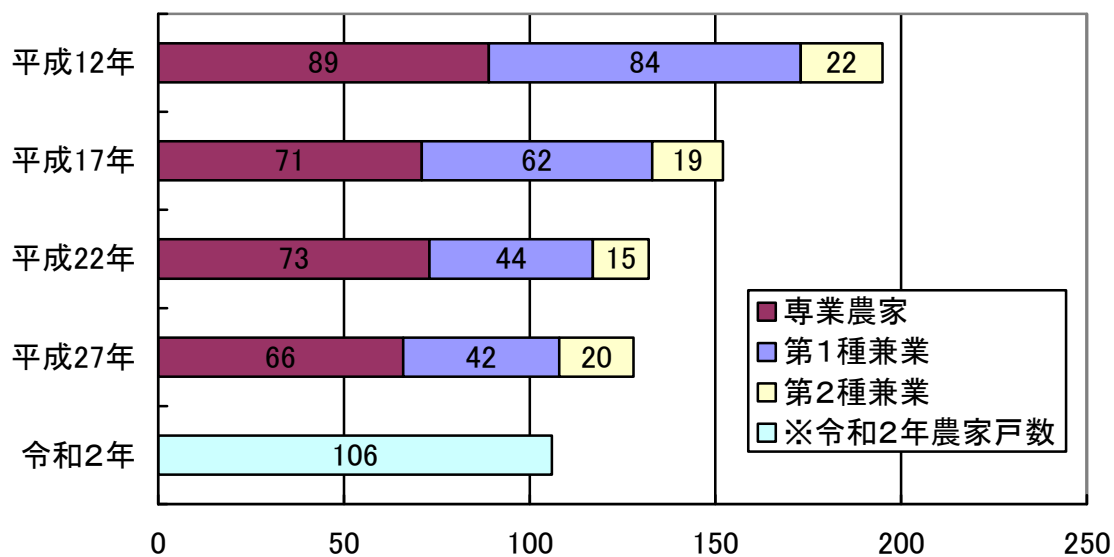
区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	
人 口	2,217	1,952	1,710	1,525	1,386	
農 家 戸 数	195	152	132	128	106	
内 訳	うち 専 業 農 家	89	71	73	66	-
	うち 第 1 種 兼 業 農 家	84	62	44	42	-
	うち 第 2 種 兼 業 農 家	22	19	15	20	-

資料：農林業センサス・国勢調査

(注) 総農家には、家族経営以外の法人（一般法人等）を含まない。

(注) 令和 2 年人口については、住民基本台帳（R2. 12. 31 現在）による。

(注) 令和 2 年農家戸数については、農林業センサスの速報値による。



(2) 経営耕地面積規模別農家数

農家戸数について、経営耕地面積規模別（令和2年）で見ると、10.0～20.0ha未満の農家が27戸で25.5%と最も多く、次いで30.0～50.0ha未満が23戸で21.7%の割合となっています。30.0haを超える耕地面積を有する農家が、全体の47.2%を占めています。

各年2月1日現在
(単位：戸)

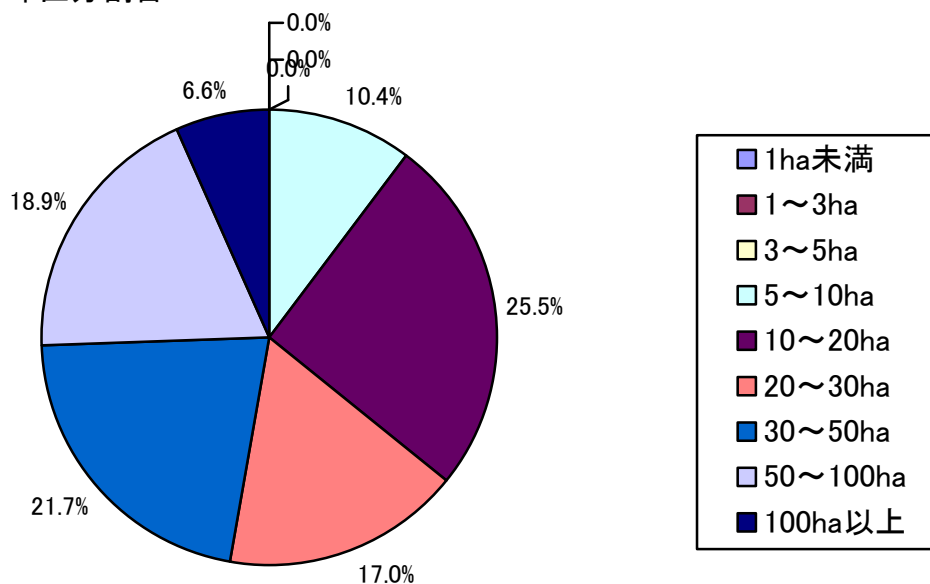
区 分	1ha未満	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100ha以上
平成12年	4	6	24	40	53	25	31	12	-
平成17年	2	4	13	26	43	22	25	16	1
平成22年	2	3	10	22	36	19	16	20	4
平成27年	2	4	6	18	38	18	15	20	7
令和2年	0	0	0	11	27	18	23	20	7

資料：農林業センサス

(注) 平成12年は面積の上限を50ha以上としていた。

(注) 令和2年については、農林業センサスの速報値による。

令和2年区分割合



(3) 農業従事者数と高齢化率

農業従事者は、年々減少しており、平成22年と令和2年を比較すると、69人の減少となっています。さらに、高齢化も進行しており、平成22年に44.0%だった65歳以上の割合は、令和2年には51.1%にまで増加しています。

年齢別基幹的農業従事者数

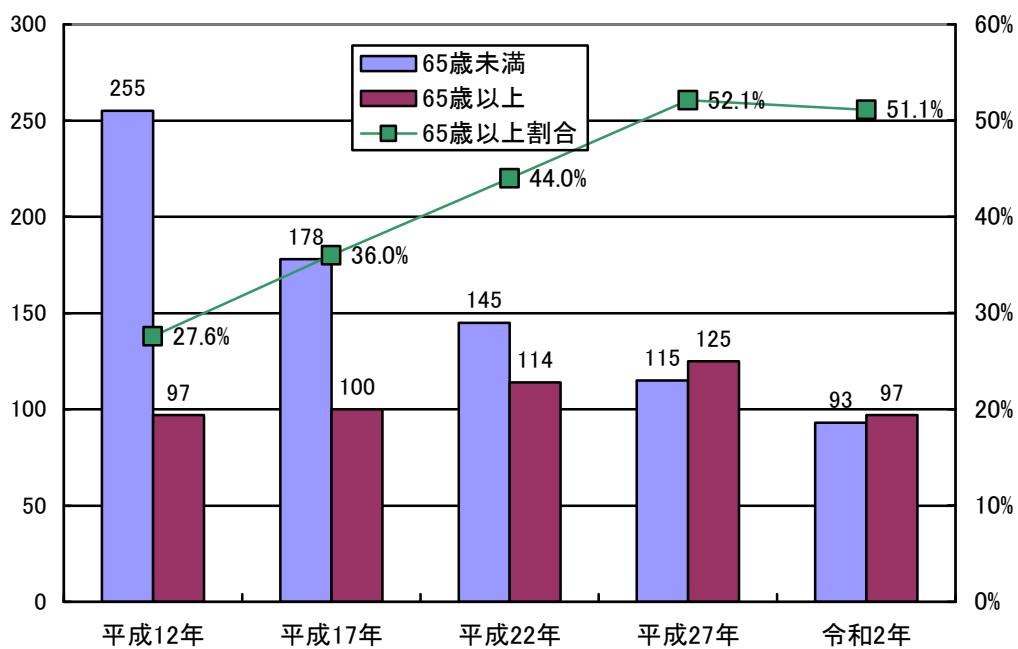
各年2月1日現在

年次	総数	65歳未満 (人)	65歳以上 (人)	65歳以上割合 (%)
平成12年	352	255	97	27.6
平成17年	278	178	100	36.0
平成22年	259	145	114	44.0
平成27年	240	115	125	52.1
令和2年	190	93	97	51.1

資料：農林業センサス

(注) 令和2年については、農林業センサスの速報値による。

年齢別基幹的農業従事者数

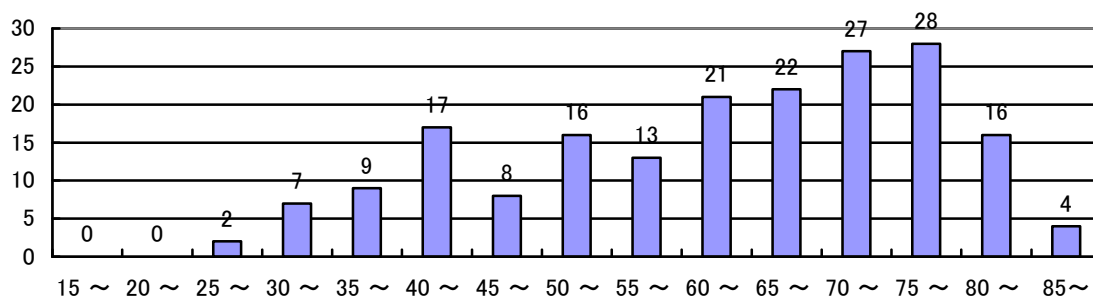


年齢別基幹的農業従事者数（令和2年）

令和2年2月1日現在

年齢	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	合計
人数	0	0	2	7	9	17	8	16	13	21	22	27	28	16	4	190

資料：農林業センサス



（４）担い手

本町農業の中心的な担い手である農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）は、令和2年12月31日現在、101人となっています。平成27年度末と比較すると19人、15.8%の減少となっています。

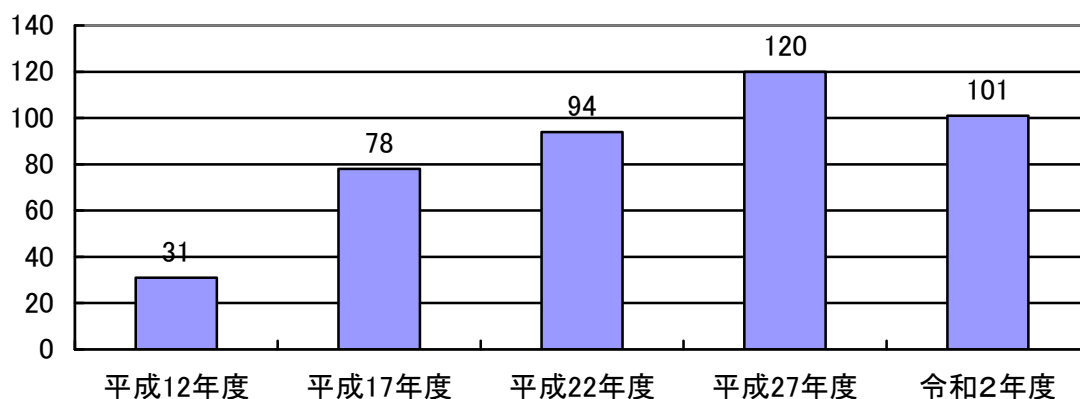
認定農業者の状況

各年度3月31日現在

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
認定農業者	31	78	94	120	101

（注）産業課調べ

（注）令和2年度については、令和2年12月31日現在で算出。



(5) 作付面積

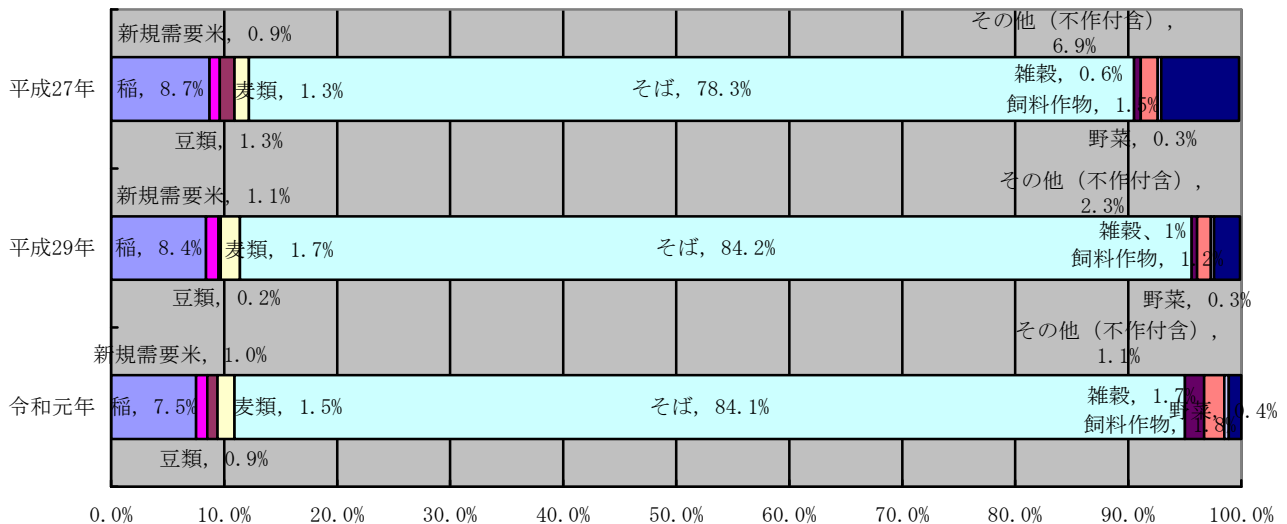
作付面積は横ばいの状況にあり、依然としてそばが主力となっています。

農作物作付面積

(単位：ha)

区 分		平成 27 年		平成 29 年		令和元年	
農作物作付面積		4,082	比率	4,102	比率	4,209	比率
内 訳	稲	355	8.7%	344	8.4%	317	7.5%
	新規需要米	37	0.9%	44	1.1%	44	1.0%
	豆類	55	1.3%	10	0.2%	39	0.9%
	麦類	55	1.3%	71	1.7%	64	1.5%
	そば	3,198	78.3%	3,453	84.2%	3,538	84.1%
	雑穀	25	0.6%	20	0.5%	73	1.7%
	飼料作物	62	1.5%	51	1.2%	74	1.8%
	野菜	13	0.3%	13	0.3%	15	0.4%
その他（不作付 含）	282	6.9%	96	2.3%	45	1.1%	

(注) 産業課調べ



(6) 担い手の経営面積

本町農業の中心的な担い手である農業経営改善計画の認定を受けた農業者の経営面積は令和元年度で 4,626ha、全耕地面積の利用に占めるシェアは 99.0%となっています。

農地利用面積

区分	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度
担い手の経営面積	4,536ha	4,599ha	4,626ha
耕地面積に占める割合 (%) (耕地面積)	98.8% (4,591ha)	98.5% (4,667ha)	99.0% (4,672ha)

(注) 産業課調べ

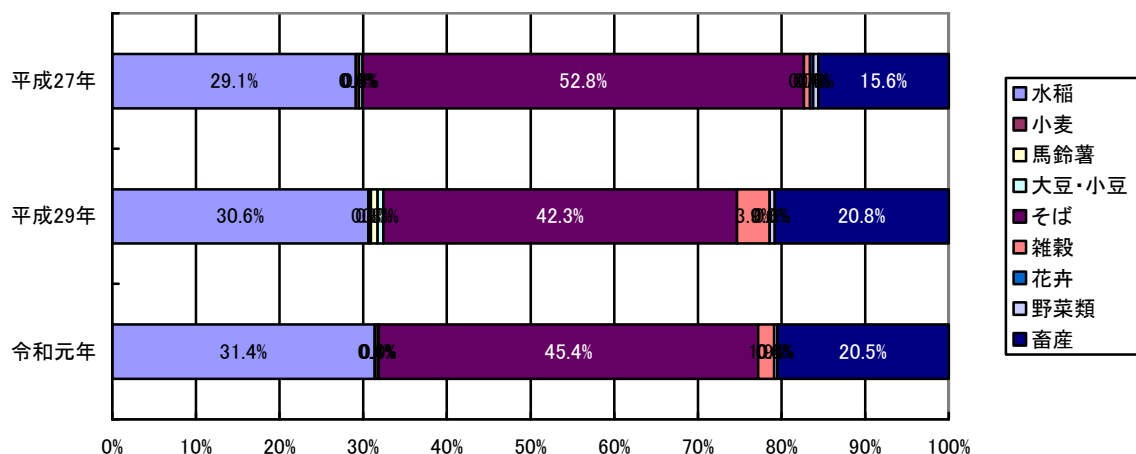
(7) 農業生産額

農業生産額は、平成 27 年に対し、平成 29 年、令和元年では減少しています。各年を比較すると、米が全体の約 3 割を占め、ほぼ横ばいで推移しているのに対し、平成 27 年では 5 割強であったそばの構成比が、平成 29 年、令和元年では全体の 4 割強にとどまっております、そばの生産額の減少が農業生産額全体の減少の要因となっています。

(単位：千円)

区 分		平成 27 年		平成 29 年		令和元年	
農業生産額計		1,474,271	構成比	1,348,872	構成比	1,371,654	構成比
内 訳	水稻	429,038	29.1%	413,263	30.6%	430,370	31.4%
	小麦	5,831	0.4%	3,654	0.3%	4,954	0.4%
	馬鈴薯	120	0.0%	10,485	0.8%	41	0.0%
	大豆・小豆	6,508	0.4%	9,325	0.7%	1,167	0.1%
	そば	778,872	52.8%	570,070	42.3%	622,080	45.4%
	雑穀	10,134	0.7%	52,946	3.9%	25,419	1.9%
	花卉	5,591	0.4%	459	0.0%	11	0.0%
	野菜類	8,737	0.6%	8,449	0.6%	5,914	0.4%
	畜産	229,440	15.6%	280,221	20.8%	281,698	20.5%

(注) 産業課調べ



(8) まとめ

主要指標の分析から、本町農業を次のように整理することができます。

農家戸数、農業従事者は、減少の一途をたどっています。これは、農業従事者の高齢化や後継者不足が要因となっており、本町の農業振興を図る上で、最も重要な課題であります。

農業従事者の高齢化については年々進行しており、平成27年には65歳以上の割合は5割を超え、その後も5割以上の高い水準で推移しています。今後についても、更に高齢化が進行することが予測されます。

本町農業の中心的な担い手である認定農業者は、現在では全体農家数の9割以上を占めており、本町基本構想に適応する農家の大半が認定農業者になっています。

農地の利用集積については、効率的かつ安定的な農業経営者が地域の農用地の利用に占める面積の割合が高水準にあるため、余剰の農地は発生していない状況で推移しています。

農作物については、そばの作付面積の増加に伴い一戸当たりの面積も増加しており、土地改良事業や土壌改良を行うことにより安定的な収量確保が重要となっています。

また、本町農業の生産額は、そば・水稲・畜産で97.3%を占めており、農畜産物の種類が少なく、価格の低迷や生産量の減少が発生した場合には影響が非常に大きく、本町農業の現状は楽観を許さない状況にあります。

2. 主要課題

以上のことから、本町農業の解決すべき課題は、次の3つの視点と考えます。

(1) 新しい農業構造の確立に向けて

本町の農家戸数・農業従事者数は減少の一途をたどっており、今後も減少が続けば、耕作放棄地の発生が懸念されます。

このような中で、本町農業の振興を図るためには、意欲ある担い手の育成・確保と中核的な担い手を中心とした生産の組織化、計画的な農用地の利用集積・集約化、スマート農業の推進などが求められています。

また、担い手を育成し確保するためには、良好な条件を備えた優良農用地の確保と有効利用が必要です。

農業においても労働力確保が今後必要になることから、集落営農での支えあい、農業と異業種間との労働を連携させるなど、新たな農業構造構築を検討していきます。

(2) 生産性、収益性の高い農業の実現に向けて

農業従事者の高齢化や後継者不在による労働力不足は、生産性の低い農地を作り出すケースもあり、このことは収益性の低い農業による営農意欲の減退にも繋がります。

生産性、収益性の低い農地・農業は、担い手を育成する上でも大きな問題となります。

生産基盤整備や営農組織整備等、生産性や収益性の高い農業の実現が必要です。

また、従来からのそば、水稻、畜産などを基幹としながらも、収穫量・品質の低下などを防ぐため、本町の農業の体系に合った適切な輪作が行われることを推進し、耕畜連携等の取り組みにより、地域一丸となり、生産性、収益性の高い農業の実現を目指していくことが必要です。

(3) 農業経営の安定と農業生産の振興に向けて

農作物の輸入自由化や人口減少に伴う国内消費の縮小などにより、農業への影響が懸念されます。

農業経営の安定を図るため、確固たる品質による農作物の付加価値化を図ることにより、消費者が価格や品質に納得して購入できる農作物の生産体制を構築することが必要です。

農業者の所得安定や担い手育成のための、経営安定対策の充実や、販路拡大への取り組みが必要です。

IV. 幌加内町農業振興計画の基本方針と主要施策

1. 目標年次

第6次幌加内町農業振興計画は、令和7年までを目標とします。

2. 上位計画

この計画は、平成27年（2015年）からおおむね10年間の本町まちづくり計画の指針である「幌加内町第7次総合振興計画」を上位計画とします。

3. 基本方向

この計画は、「幌加内町第7次総合振興計画」（平成27年度策定：計画期間令和7年まで）の農業部門である「農業の振興」を具現化するものであり、下記の4つの基本方向を中心に取り組みの設定がされています。

(1) 農業生産基盤の活用・充実

土地改良事業を継続するとともに、そばのみだけでなく、水稻、小麦、大豆、飼料用作物、畜産など生産の多様化を進め、農地の遊休化の防止を図ります。

(2) 農業生産の効率化

第6次幌加内町農業振興計画の実施を図り、今後の国の農業施策に応じながら、農業経営の安定を目指すことで、持続できる農業を確立します。また、農業技術センターでの取り組みや研究結果を、より多くの農業者に対し情報発信を行います。

(3) クリーン農業の推進・ブランド化の促進

環境保全型農業及び耕畜連携などを実施し、特別栽培米などの取り組みで今後ともクリーン農業・高付加価値化を遂行します。

さらに、そばなどの特産品を町内外へ情報発信力を高める展開を強化します。

(4) 担い手の育成

担い手育成総合支援協議会の開催や、農地中間管理事業等を活用した農地集積及び就農奨励金など、担い手への支援を強化していきます。また、経営移譲者への相談窓口の充実や営農組織づくりに努めます。

後継者を中心とし、農業技術センターと連携した新規作物への取り組み・研究を進めます。

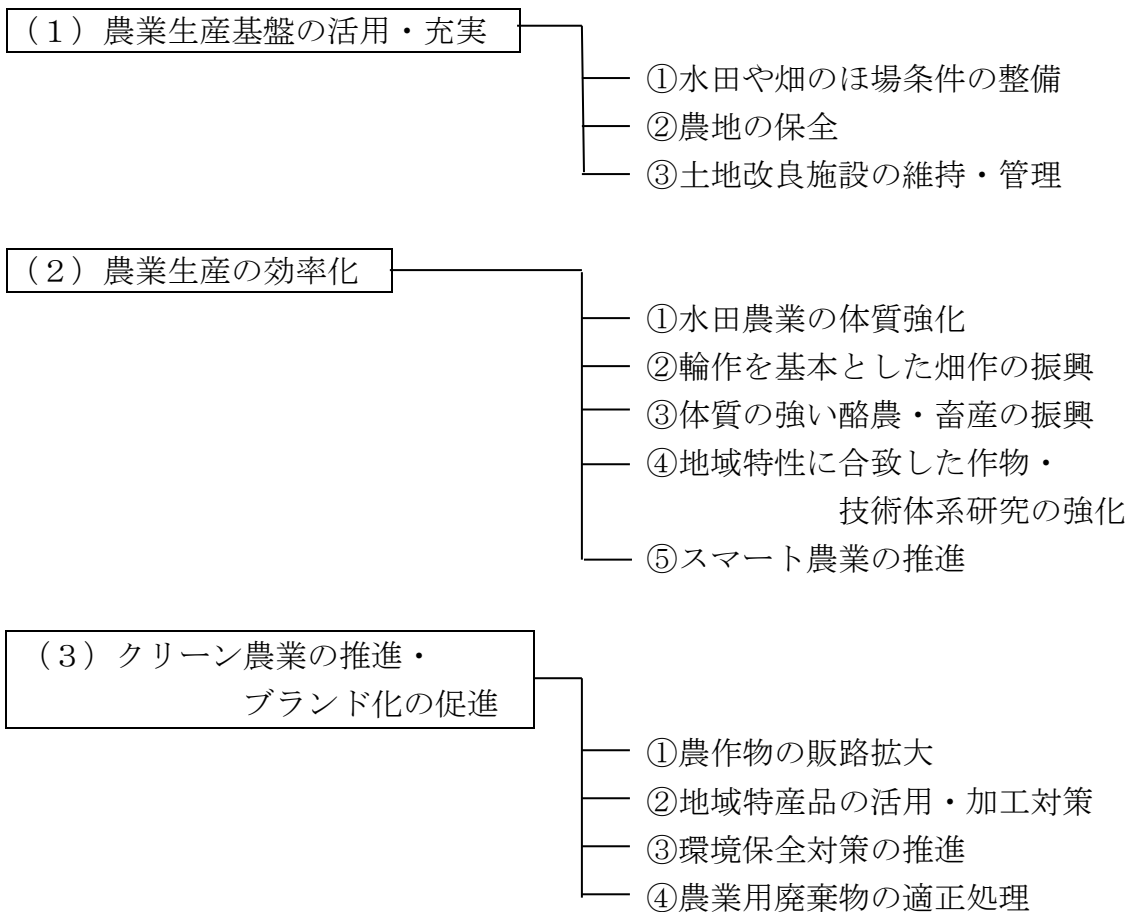
4. 農業振興計画の基本方針

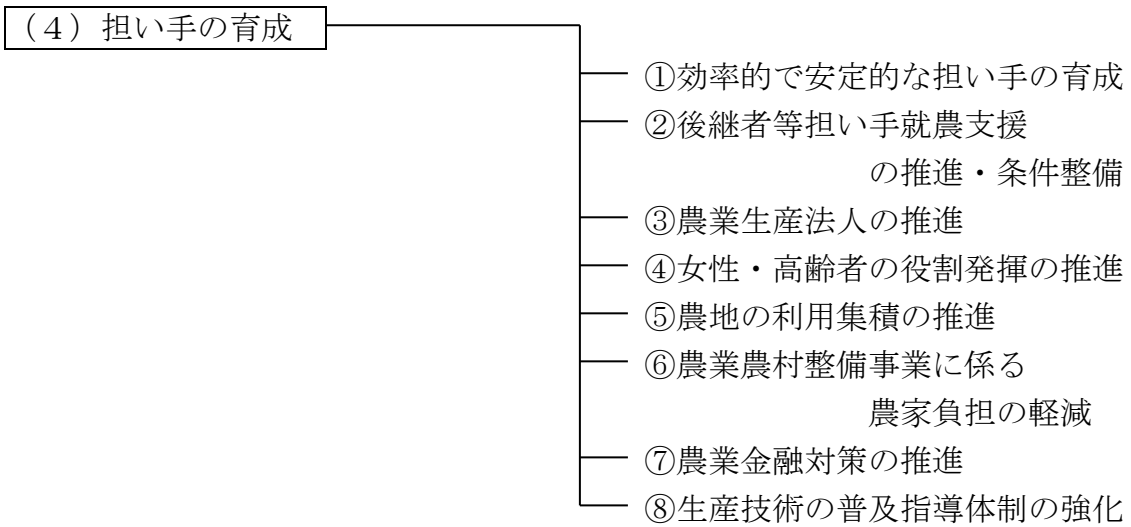
上位計画である幌加内町第7次総合振興計画における農業施策の方向の下、Ⅲ.本町農業の現状で分析した主要課題を踏まえ、「第6次幌加内町農業振興計画」における基本方針を、次に設定します。

基本方針

- ・生産基盤や農村環境の整備を推進する。
- ・高付加価値型農業を推進し、安心な農作物の生産振興に努める。
- ・意欲ある担い手の育成を図り、優良農用地の確保と有効利用に努める。

5. 主要施策の体系





6. 主要施策の概要

(1) 農業生産基盤の活用・充実

①水田や畑のほ場条件の整備

水田については、道営や小規模な土地改良事業により、用排水の整備やほ場の大区画化を進め、畑においては、排水改良、土層改良などを進めます。

主 な 事 業	事 業 内 容
(国)	
・経営体育成基盤整備事業 (中部地区)	・区画整理、用排水路整備、暗渠排水、土層改良、農道補修
・畑地帯総合整備事業(幌加内北部地区)	・区画整理、暗渠排水
・畑地帯総合整備事業(朱鞠内湖畔地区)	・区画整理、暗渠排水
・経営体育成基盤整備事業(第一幌里地区)	・区画整理、暗渠排水
(町)	
・小規模な土地改良事業	・国の補助制度に該当しない小規模な農用地の整備
・人材の派遣・確保事業	・土地改良事業への人材の派遣及び人件費補助

②農地の保全

農業生産性の維持と農業経営の安定を図るとともに、農業の有する多面的機能の発揮に向けた取り組みを推進します。

主 な 事 業	事 業 内 容
(国) ・多面的機能支払交付金事業 ・中山間地域直接支払交付金事業	・農地や農業用排水、河川等を地域の共同活動として保全・美化（平和地区・幌里地区・幌加内広域地区） ・農地や水路、農道等の管理を集落の活動として保全

③土地改良施設の維持・管理

ダム・頭首工などをはじめとする土地改良施設は、農業生産基盤の中核をなす重要な施設であり、地域の防災等多面的な機能も有していることから、的確な保守点検や整備補修に努めるとともに、施設の長寿命化を図るための予防策を計画的に講じていく。

主 な 事 業	事 業 内 容
(国) ・基幹水利施設管理事業 ・国営かんがい排水事業	・土地改良施設の維持管理 ・ダム、頭首工、用水路の補修・改修

(2) 農業生産の効率化

①水田農業の体質強化

水田農業の発展を図っていくためには、安全・安心志向など消費者・実需者のニーズに対応した生産体制づくりを基本に、高品質米や良食味米、特別栽培米や農薬節減米といった特色ある米の生産を促進し「売れる米」の推進を図り、活力ある水田農業の確立を図ります。

※また、水田機能の利用維持を図るため現況水張り面積 450ha を維持します。

主 な 事 業	事 業 内 容
(国) ・経営所得安定対策事業	・畑作物直接支払交付金（ゲタ対策） ・米・畑作物収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） ・水田活用直接支払交付金
(町) ・農業振興奨励補助事業	・活力ある水田農業の確立支援

②輪作を基本とした畑作の振興

畑作の振興と経営の安定を図っていくためには、地域の営農条件を踏まえた合理的な輪作体系を確立し、安定した生産体制を整える必要があります。このため、自然条件や需要動向に即した作物の選定を進めるとともに、輪作を基本とした緑肥や堆肥などによる「土づくり」推進し、小麦、豆類、馬鈴薯等の安定的な畑作物の供給を促進します。

主 な 事 業	事 業 内 容
(町) ・ 農業振興奨励補助事業	・ 輪作作物作付に係る助成

③体質の強い酪農・畜産の振興

本町酪農・畜産の安定的な発展を図るためには、安全で良質な牛乳の安定供給や生産性の向上によるコスト引き下げに努めることが重要な課題です。

国では畜産クラスターの取組等により、酪農・畜産の収益向上のための機械導入や施設整備への支援や草地の大区画化の支援なども実施されています。良質かつ低コストの粗飼料を安定的に確保し、飼料自給率の向上を図るため、計画的な草地の更新や土地基盤の整備等を進め、良質粗飼料の生産振興を推進します。

また、経営を安定的に継続するため、労働時間の改善等に取り組むことにより、後継者が酪農・畜産業に就ける環境を整える必要があります。

更に飼養管理の改善を推進し、良質で安全・安心な畜産物の安定供給を促進します。

主 な 事 業	事 業 内 容
(国) ・ 畜産クラスター関連事業	・ 種畜の導入、草地更新、施設整備、機械の導入等
(町) ・ 農業振興奨励補助事業	・ 畜産振興対策補助

④地域特性に合致した作目・技術体系研究の強化

本町はこれまで、適正施肥による高品質水稻栽培、果菜栽培、草地更新など、独自の作目・技術体系を構築してきました。

今後も農業改良普及センターなどと連携し、地域特性に合致した作目・技術体系の研究を行い、生産基盤及び経営基盤の強化を図ります。

主 な 事 業	事 業 内 容
(町) ・ 地域適応性試験事業	・ 地域に適応した試験の実施・検証

⑤スマート農業の推進

農業者の減少や高齢化が進行するなか、農業生産の維持・拡大に向けて、農作業の省力化や情報化などの技術を取り入れたスマート農業を推進していきます。

主 な 事 業	事 業 内 容
(国) ・スマート農業総合推進対策事業	・スマート農業導入に対する支援

(3) クリーン農業の推進・ブランド化の促進

①農産物の販路拡大

幌加内ブランドの向上を図るためには、安全性と品質が優れた農作物を積極的にPRし、需要拡大につなげる必要があります。

このため安全で安心な農産物を求める消費者・実需者の多様なニーズに的確に応えられる産地の取り組みを図るとともに、生産者団体など自らが行う販路拡大に向けた取り組みや販売活動を推進します。

主 な 事 業	事 業 内 容
(町) ・農業振興奨励補助事業 ・そば振興対策事業	・農産物の販路拡大、PR等への補助 ・そば振興計画に基づくそばの振興 ・各種イベントへの参加助成

②地域特産品の活用・加工対策

地場食材を活用した新商品の開発や販路開拓、人材育成などの取り組みの支援や農業ビジネスの高度化、自立化を促進し、農産加工等による付加価値の向上を図ります。

主 な 事 業	事 業 内 容
(国) ・6次産業化支援対策事業	・6次産業化に伴う各種支援
(町) ・農業振興奨励補助事業	・新商品の開発、販売等への助成

③環境保全対策の推進

近年の環境問題に対する国民の関心が高まりを見せている中で、環境保全に関する意識啓蒙や、家畜ふん尿の有効利用を通じた自然循環型農業への取り組みなど、農業・農村に関する環境保全対策を進めます。

主 な 事 業	事 業 内 容
(国) ・環境保全型農業直接支払事業	・カバークロープ（赤クロ等）、たい肥の施用、有機農業等の支援

④農業用廃棄物の適正処理

農業用廃プラスチックの適正処理を推奨します。

主 な 事 業	事 業 内 容
(町) ・農業振興奨励補助事業	・農業系産業廃棄物の処理への補助

(4) 担い手の育成

①効率的かつ安定的な農業経営体の育成

農業の持続的な発展と、農業・農村が有する多面的機能の発揮を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これら経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い農業を展開することが急務となっています。

担い手育成総合支援協議会による認定農業者をはじめ、新規就農者、女性、高齢農業者など地域農業に関する幅広い関係者との連携により、地域農業の担い手となるべき経営体の育成・確保に努めます。

主 な 事 業	事 業 内 容
(町) ・就農支援資金	・担い手の育成に係る各種助成

②後継者等担い手就農支援の推進・条件整備

農家戸数や農業従事者の減少、高齢化が進行する中で、優れた担い手の育成・確保は急務な課題となっており、「北海道農業担い手育成センター」等の活用による新規就農希望者や就農支援金の貸付等、指導農業士・農業士の指導による総合的な担い手対策を支援し、円滑な新規就農を促進します。

また、後継者、U・I・Jターン者に対する支援制度を見直し、農業を職業として選択する者の容易な就農と経営の早期安定、地域への定着化を促進します。

主 な 事 業	事 業 内 容
(国) ・農業次世代人材投資資金（準備型・経営開始型） ・農の雇用事業 ・青年等就農資金 (町) ・就農支援資金	・次世代を担う農業者への就農直後及び準備に対する経営支援 ・農業法人等が就農希望者を雇用し、農業技術等の習得を図る実践的な研修の実施を支援 ・新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援 ・後継者の就農支援

③農業生産法人の推進

農家戸数や農業従事者の減少、高齢化が進行する中で、他産業並みの就業条件が整備されるなど、「農業」が魅了ある職業となるため基礎的条件が整備される農業経営の法人化を推進します。

法人化は、経営の継承が円滑に進行する他、経営管理能力や資金調達力、対外信用力の向上に加え、雇用労働関係の明確化や労働保険などの適用による農業従事者の福利厚生の充実や新規就農者や地域雇用の受け皿となりうるなど地域の活性化も期待できます。

主 な 事 業	事 業 内 容
(国) ・農業経営法人化支援総合事業	・農業経営の法人化の支援

④女性・高齢者の役割発揮の促進

厳しい担い手確保の現況の中で、農村地域における意欲ある女性の活動が重要視されてきており、持てる力を十分に発揮できる条件の整備や、グループのネットワーク化による活動の活性化を図ります。

また学習活動の支援や高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを推進します。

主 な 事 業	事 業 内 容
(町) ・農業振興奨励補助事業	・女性・高齢者の活動推進支援

⑤農地の利用集積の推進

人・農地プランの作成・見直しを通じ、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向等の把握に努め、効率的に農業生産を行う経営基盤を確立するために、北海道農業公社による農地中間管理事業を活用して、担い手への優良農地の利用集積を推進します。

主 な 事 業	事 業 内 容
(北海道) ・農地中間管理事業	・担い手への農地の集積、荒廃農地の解消の促進

⑥農業農村整備事業に係る農家負担の軽減

厳しい農業情勢の下で、農業農村整備事業の実施に伴う農家負担を軽減するための措置を継続します。

主 な 事 業	事 業 内 容
(国) ・農業経営高度化支援事業	・整備に係る農家負担の軽減を図る。
(北海道) ・次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	・整備に係る農家負担の軽減を図る。

⑦農業金融対策の推進

農業経営の確立を図るため、各種制度資金の活用をはじめ町独自の資金貸付け利子補給を継続します。

なお、これら資金の効率的な活用を図るために、長期的な視点に立った投資必要性、妥当性・緊急性等の十分な検討を指導するほか、経営の健全化を推進するため、融資後の経営実績の点検等、事後指導に努めます。

主 な 事 業	事 業 内 容
(国) ・各種制度資金利子補給事業	・各種制度資金の融通に対する利子補給
(町) ・農業振興資金事業	・資金の融資
・農業振興資金利子補給事業	・農業振興資金の融通に対する利子補給
・農業振興奨励補助事業	・災害対策等緊急を要する事案への対応

⑧生産技術の普及指導体制の強化

町農業技術センターを農業生産における技術的サポートの中核と位置付け、農業改良普及センターや北海道立総合研究機構との連携を密にし、生産技術の普及指導体制強化を図ります。

主 な 事 業	事 業 内 容
(町) ・農業技術センター事業	・町独自の体制による農業生産の技術的サポート

結 び

本計画では、本町農業の現状、主要施策の取組や課題について、分析・検討を行いました。

人口減少に伴う農家戸数・農業従事者の減少、農業生産物の偏りなど本町の農業の抱える課題もありますが、国の「食料・農業・農村基本計画」、道の「北海道農業・農村振興推進計画」に基づく政策の方向性などを踏まえ、本計画が掲げる基本方針のもと、農業者及び関係団体一丸となり、中小・家族経営など多様な経営体の生産基盤の強化を図り、水稻、畑作、畜産、日本一の作付面積を誇るそばの安定的生産に努め農業所得の増大を目指し、より良い本町農業の施策を総合的・計画的に推進します。